

公害の意味するもの

—特に土木技術者に望む—

庄 司 光*

1. 公害の意味するもの

公害という言葉は新しいが、広くゆきわたっている。しかし、公害の定義は必ずしも明確になっていない。公害審議会の昭和41年10月7日の答申では「一般に公害と呼ばれている現象がどのような範囲内容のものであるかについては、必ずしも定説というべきものがない。その内容としては、公害は人間の活動の結果として生み出される一般公衆や地域社会に有害な影響をおよぼす現象であり、その影響は、人間の身心や生活環境に対する影響のほか、動植物や物的資産におよぼす影響を含むものであって因果関係の立証や受認限度の判定に困難が伴うことなどが特徴であるといえよう」と述べているが、これでは公害の発生原因や責任者が不明確で、公害対策の正しい方向が見出しがたい。昭和42年に公布された公害対策基本法では「この法律において“公害”とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ）および悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害を生ずることをいう」と定義しているが、やはり具体的、例示的に公害の対象を限定したのにとどまる。この法律で対象として取り上げている公害は、一般に公害と呼ばれている現象のすべてを含むのではなく、そのような現象のうち、公法上の対策が必要であり、かつ可能なものであって、行政上の公害という共通の概念によって同一の原則の下に処理されることが望ましいとしたものである。社会的に“公害”と呼ばれる事象には、このほかに放射性物質による環境汚染、建築物による日照障害、道路照明等の人工光線による農作物の被害、ラジオ・テレビジョンなどの受信を妨げる電波障害などの事象があるが、この法律の対象とはされていない。

* 正会員 医博 関西大学教授 工学部土木工学科

公害問題を究明するには、① 発生原因、② 現象形態、③ 被害状況、の3段階を具体的に明らかにし、相互間の因果関係や因果関係の補強要因をはっきりさせる必要がある。都留重人は公害をつぎのように定義している¹⁾。

(1) 技術の進歩がますます生産の社会的性格を強めつつある段階において、したがって一経済主体の外部から受ける影響が大きく、それが外部に与える影響も大きい段階において、

(2) 経済主体の私企業的な自主自責の原則をつらぬくかぎり、

(3) 集積の便、すなわち外部経済を利用しようとする積極的動機もつだって、集積傾向はおのずから強まることだし、

(4) 外部におよぼす悪影響は、最少限の防除が行なわれるだけで、周辺地域に集積して、量の質への転化を生むが、

(5) その結果については、個々の経済主体との因果的結びつきが、実証困難な場合が多くて、個々の経済主体は責をのがれ、

(6) “外部”すなわち通常は不特定多数の企業ないし個人、例外的には特定の企業ないし個人に対し、実害を生む事態。

資本主義の下では、企業は工場内のことについては自分で責任を取り、外との交渉は、すべて等価物の交換という形をとって行なわれるのが建前で、それ以外に、外との交渉はない。これが企業の自主自責の原則である。したがって、工場が生産過程で排出するものについても、排出の規制に金がかかる以上、営利企業は強制されることなくして排出の規制をするようなことはしない。利潤極大化の動機をもつ私的資本が経済活動の主体をなしている資本主義体制の下では、公害は体制的な災害である。

筆者と宮本憲一は「公害は、資本主義の生産関係に付随して発生する社会的災害だといえる。それは、資本主

義的企業・個人経営の無計画的な国土・資源の利用と社会資本の不足、都市計画の失敗を原因として発生し、農漁民、市民の生産や生活を妨害する災害である。したがって、公害は階級対立のあらわれである。加害者は、主として資本家階級であり、被害者は主として農漁民、労働者階級である」と定義した²⁾。煙や汚水による社会的災害は、人間の集団生活の発生とともに始まっている。中世都市ではこのような災害の記録がある。14世紀の初頭(1306年)、ロンドンでは「職人が炉で石炭を使用することを禁止する」という王室布告が出されている。1661年にはジョン・イープリングがロンドンの煙による災害の対策をチャールズ2世に提言している。資本主義が成立し、産業革命が始まると社会的災害のあらわれ方が一変した。資本主義の社会的災害は主として工場の生産過程から発生する。大工場から発生するばい煙、汚水、あるいは騒音は毎日休みなく、都市に大量に発生し自然や人体へ大きな影響をおよぼす。公害の原型は工場公害である。これらの災害の大部分は、技術的に防止できないのではなく、企業は防止投資をすると利潤が減るからしないのである。加害者である資本家階級は災害を受けないような生活環境をえらぶことができるが、農漁民、都市労働者は被害をまぬがれることが不可能である。

公害の歴史は資本主義の歴史であり、公害のあらわれ方は資本主義の発展段階によってことなる。19世紀の終りから独占資本主義段階が始まると、公害はいっそうはげしくなり、重化学工業の発展は有害ガス、排水などによる新しい公害を生み、また工業の生産単位が大きくなり、用地、用水などの生産基盤を広域にわたって私企業が独占するようになると公害は広範囲におよぶようになる。

一方、金融・商業資本の発達に伴い、資本の管理機能の中核としての大都市が形成されると、ここには新たに都市公害が発生する。都市公害は工場公害が累積して発生するもので、スモッグはその一つの現象である。また都市の人口集中に対して、都市計画の失敗から都市特有の公害、たとえば交通公害(騒音、自動車の排ガスなど)がこれに加わる。都市公害に対しては、直接・間接に都市当局に責任がある。そして被害者は市民全体におよぶ。現代の公害は、工場公害から都市公害、広域公害へ発展する傾向がある。

2. 公害対策の現状

公害対策については公害防止技術の遅れが指摘される。はたしてこれが主原因であろうか。大気汚染に関してハリデイ教授は19世紀の研究を回顧した後、次のよ

うに述べている³⁾。「かくして、世紀のかわり目には(19世紀のおわり)、煙の原因やその除去について、今日知られているすべてのことは、すでに述べつくされていた。しかし都市の煙による汚染は、ほとんど除去されなかった」。

煙害を除去できなかったのは、工学的技術の遅れているためではない。ハリデイ教授によれば、1899年にロンドンで発行された“Builder”という雑誌のなかには、防止技術の発展を取り入れない第一の理由として、煙が財界人の財貨と利潤を生み出す活動の副産物だからだと書いてあったという。

読売新聞社主催で“公害対策の障害はなにか”の座談会が開かれ、筆者も参加したが、その席で関西電力専務、関西石油社長上野幸七は「公害に対する方法は4つあると思う。一つは設備、たとえば非常に高い煙突を立てるとか、集塵機を備えつける方法、こういう設備面で除去しようとするのは比較的安易であると思う。次は燃料を転換する対応の仕方、これはエネルギー政策のあり方にも関連する。もう一つは技術の問題、排煙脱硫、直接脱硫という技術開発の問題、4番目が栗本さん(関経連副会長)のおっしゃる立地の問題。立地政策というのは非常に場当りの公害というものを中心の座に置いていない。役所でも考えているものはいるが、政策として日の目をみていない。現象を追いかけるだけじゃなく、この根っ子にあるものを打ちくだいていかなければならない」と述べている⁴⁾。産業公害の主原因を技術開発の立ち遅れに帰しているのが企業側の考え方であったといっても過言ではない。

日本の大企業の公害防止投資の実態をみてみよう。表-1は長期信用銀行が日本の大手企業93社について調査した結果である⁵⁾。

昭和40年の時点で、公害防止投資は全設備投資の平均1.7%にすぎない。公害防止のための設備投資を節約

表-1 大手企業の公害防止投資の実態

(単位100万円・昭和40年3月)

区 分	社 数	公害施設投資(A)	総設備投資(B)	A/B(%)
電 力	9	5708	342955	1.7
鉄 鋼	10	1938	136934	1.4
石 油 精 製	10	1770	72232	2.5
化 学	16	837	65518	1.3
窯 業	10	326	37150	0.9
機 械	9	75	23136	0.3
紙 業	12	528	15987	3.3
非 鉄	5	76	12061	0.6
ガ ス	3	103	30339	0.3
紡 績	3	139	10268	1.4
合 織	2	340	14100	2.4
鉛 業	4	1097	13692	8.0
合 計	93	12937	774372	1.7

注：出所 長銀資料「産業公害対策設備資金の動態」

する理由は次のとおりである。公害防止の設備は固定資本の一部である。資本制蓄積の一般的傾向として、資本主義的企業は極大利潤を求めて行動する。このため資本の有機的構成を高度化し生産性を高めるが、この場合、固定資本を増大させるので利潤率は低下する。そこで、固定資本部分を拡大しながら、労働者や付近住民の保安と衛生に必要な設備のような直接生産過程に関係のない部分を節約する結果となる。同じようなことが、公害の町、三重県四日市市のコンビナート企業についてもいえる。四日市市の企業の公害防止設備費は 63 億 8 000 万円で、設備投資の約 2% である。これらの投資の大部分は、昭和 39 年以降すなわち公害について世論がやかましくなった時点で行なわれている。

資本の論理からいって公害の発生は当然であるが、行政がこれをチェックしているであろうか。現在の公害行政は民間企業追随主義であり、民間資本の利潤追求の原理にしたがい、民間資本が認める範囲で行政を行なってゆく性格をもつ。朝鮮戦争によって日本の独占資本が復興し、既成工業地帯の大気、水質が急速に汚染した時期に、東京・神奈川・大阪・福岡などで公害防止条例が制定された。しかし、昭和 30 年代の中頃には重化学工業化が進み、全国的に公害が発生した。地方公共団体は工場誘致条例を制定して地域開発に努めたが、公害防止条例はつくらなかつた。その後の時期において全国各地で公害反対の住民運動が強まり、国は昭和 37 年にばい煙規制法をつくり、地方公共団体も公害防止条例をつくった。現在、46 都道府県の半分 23 団体が公害防止条例をもち、市町村では 554 市のなかで 4 市がこれをもっている。

工場誘致条例は 40 県；366 市がこれを制定している。

工場誘致条例は企業のため税金を免除したり、道路や従業員住宅などの便宜をはかる内容のものである。地方行政の姿勢は地域開発を重要視し、生活環境の保全を軽視している。企業追随主義は必然的に対症療法主義、秘密主義につながる。公害行政は公害予防を第一とすべきであるが、実状は公害が発生してから行政が発動するという対症療法主義がとられ、これが技術主義と結びついて問題の抜本的な解決がはかられない。近頃、国や地方公共団体から数多くの公害に関する調査・研究の報告が出されているが、それで事足れりとする傾向がある。しかも、公害調査の結果も結論だけが住民に知らされ、その過程が公表にされないから、住民に公害行政に対する不信を抱かせる結果となる。

公害行政の性格は財政面で一層よく表わされている。中央各省の公害対策関係費を総計したものが表-2 である。

表-2 によれば、昭和 42 年の中央各省の公害対策関

表-2 公害対策関係費の推移

(単位 100 万円)			
区 分	年 度		
	昭和 40	41	42
一 般 会 計	15 498	21 256	30 911
特 別 会 計	62	64	689
財 政 投 融 資	40 900	50 900	61 200
総 計 (T)	56 460	71 720	92 800
下 水 道 事 業 (S)	50 950	64 623	80 508
T-S	5 480	7 097	12 292

係費の総額は 928 億円、一般会計では 309 億円（一般会計予算 4 兆 5 584 億円の 0.6%）である。なお、公害対策関係費の大部分は下水道事業であり、公害対策関係費から下水道事業費を差し引くと、一般会計予算では 39 億円（総額に対して 0.8%）となる。また、公害対策関係費の内訳をみると、財政投融资（資金の主要な財源は郵便貯金や簡易保険料など零細な大衆資金）の割合が 69% を占めているが、これは公害防止事業団の仕事が大きくなったためである。公害防止事業団の事業は、企業団地、共同処理場設備助成のための融資などの企業助成が中心で、地域開発と密接な関係がある。財政投融资の事業は収益が必要であるために、勢い公害防止事業は企業中心となり、地域開発に傾斜してゆく。地方財政の場合も国の財政と同じように公害対策費は貧弱である。二、三の例外はあるが、地方公共団体の公害予算は予算の 1% 程度といわれている。

3. 法律による規制

世界の資本主義国が本格的に公害対策に取り組んだのは第二次大戦以後である。その理由の第一は、公害が一般住民の生活はもとより私企業の生産活動を妨害するようになったからである。資本の独占が進むと、工場用地、用水、交通手段などの社会的生産手段の需要が大きくなるが、あまり企業が利己的に利用するために地盤沈下、水汚染、水不足などの公害が発生し、生産基盤は破壊し、生産費、流通費を大きくし、新しい工場をつくるための創業投資、合理化投資を困難にする。また、大気汚染、騒音、振動の影響は、精密工業、オートメーション工業に取って無視できない。第二は、公害防止を要求する世論や住民の運動である。

国が立法する場合にも、やはり、企業追随主義がつきまとう。したがって、公害関係の法律は対症療法であって予防法にならない欠陥をもっている。それでも、法律制定の段階ではつねに企業側からの反対がある。昭和 42 年に公害対策基本法が制定された。資本主義のもとでは社会立法は最初は国民に期待を与えるような姿勢で登場し、実際には反対意見によって骨抜きにされ、国民期待を幻想にしてしまう。公害対策基本法もまた例外で

はなかった⁹⁾。もともと公害対策基本法は公害防止を求める世論に押されてできたものであり、直接の動機は、三島、沼津のコンビナート誘致反対運動により、公害対策をしなければ住民の反対が強くなり工場立地が不可能になると政府が判断したからである、といわれている。昭和41年8月4日、厚生省公害対策審議会は「中間報告」を発表して公害対策基本法の骨子を明らかにした。この中間報告は公害の中心を産業公害と考え、その対策のために、第一に加害者としての企業の責任と公害防止費用の発生源負担を明確にし、加害者の無過失責任主義を主張した。経団連は10月5日、「公害政策の基本問題についての意見」を発表し、上記の「中間報告」を全面的に否定した。この意見の始めに次のように述べている。

「公害政策の基本原則は生活環境の保全と産業の発展との調和をはかることによって、地域住民の福祉を向上させることにある。したがって、生活環境の保全からのみ、公害対策を取り上げ、産業の振興が地域住民の福祉向上のための重要な要素である反面を無視するのは妥当ではない」また無過失主義に対しては「一方的に企業、特に負担力のあるとみられる大企業のみ責任と負担を課することは妥当ではない。また、すでに公害が発生した場合の原因者の私法上の責任については、原因者が公法上の規制を守って除害に努力しているかぎり免責されるべきであり、無過失責任を課するのは行過ぎである」と⁹⁾。東京商工会議所は公害の原因を防止技術の未発達に求め、企業の責任を回避している。

公害審議会は10月7日に「答申」を発表したが、この答申では、無過失責任主義に大きな修正をほどこした。通産省は11月25日に同省産業構造審議会公害部会の中間答申「産業公害対策のあり方」を発表したが、ここでは公害の原因を都市化や工業化が無秩序に進展したための弊害であり、主として国や地方公共団体の立地計画の失敗と社会資本の不足にありとし、企業の公害発生の理由を防止技術の未開発に帰している。その後、迂余曲折を経て公害対策基本法が成立した。基本法の第一条にはこの法律の目的を「……国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。2 前項に規定する生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにするものとする」としている。このようにして、公害対策基本法も、もとのばい煙規制法と同じように調和論の立場をとることになった。常識的には調和論は一見して妥当のようにみえるが、これは公害を野放しにする危険性をもっている。河合義和は「明治以来、日本の政府は、工業化を促進する一貫した政策を行ない、これを阻害する要因から産業をかばう努力を続けてきた。国際世論の非難にもかかわらず長時間労働を維持し、ILO条約も容易に批准できない社会

経済の実勢に目をそむけて経済の繁栄を誇り、一等国意識に酔っているのも、公害問題がうるさくなって一応規制のための立法措置を行ないながらも、除害設備のために企業が倒産しないかを案ぜざるをえないのも、結局は政治、行政のあり方の問題である。産業の発展も必要であろうが、公衆の健康と国土資源の維持を忘れてならないことは、わが国ならびに先進諸国の歴史が教える尊い教訓であり、地域開発を目前にひかえた日本の現実とは「生活環境の保全と産業の健全な発展との調和」というあいまいな表現の存在を許さないのである」といって調和論を批判している⁷⁾。

4. 公害反対運動

昭和33年の東京都江戸川区の本州製紙工場の事件をきっかけにして「公共用水域の水質保全に関する法律」「工場排水等の規制に関する法律」の水質二法が制定された。公害の被害者は発生源をはっきりしているときは、相手と直接交渉するが、一般的には行政当局へ陳情する。ところが日本の官僚機構は、中央、地方を問わず、体質的に住民に背を向けている。ことに経済高度成長政策いらい政治が経済に奉仕している。公害問題は資本の利害に関係するから被害者の陳情は「ききおく」のにとどまり易い。被害者が行政当局に失望したときに、直接行動が始まる。

数年来、公害反対の住民運動が全国的に高まっている。三重県四日市市で漁業補償がある程度行なわれているのは、石油廃液のため魚がとれなくなった漁民の一部において、補償しなければ本当にダイナマイトを持って工場にとびこみかねない人がいるからである。その結果、漁業補償はある程度実現された。昭和39年秋、静岡県の三島、沼津の二市一町で一つの事件が起った。この地方に進出を予定していた東電、富士石油、住友化学の3社が公害反対運動の前に屈して撤退した。この地域の農漁民の生産性は高く、かれらはその経営に自信をもっていたために、少しぐらいの補償金をもらっても漁場や農地を公害で汚染されることを肯んぜなかったからである。三島市長が委嘱した三島市の国立遺伝研究所の故松村博士を団長とする調査団は、「公害の恐れがある」と発表した。政府の任命した黒川調査団は「勧告を守れば、四日市市のような公害は起らない」と発表した⁸⁾が、住民を納得させるには至らなかった。

公害反対運動は住民の公害アレルギーであると考えられる人も少なくないが、全国的に起っている公害反対の住民運動は起るべくして起っていると考えるのが正しい。

日本の公害を発生原因者別にみると、およそ次のようになる。

(1) 特定企業による公害

熊本県水俣市の新日本窒素水俣工場の排水による有機水銀中毒によって、昭和28～同36年までに89名の患者が発生し、うち39名が死亡した。

昭和39年秋に、新潟県阿賀野川流域下流部に再び水俣病が発生している。昭和電工鹿瀬工場の排水が長期汚染の原因であり、長期汚染が中毒発生の基盤を示すという政府見解が発表されている。昭和43年3月末までに患者26名、死者5名が出た。

(2) コンビナート公害

政府は昭和32年の新長期経済計画で独占企業の産業基盤を整備する方針を定め、昭和35年の所得倍増計画では太平洋沿岸ベルト地域開発の構想を発表した。この計画に基づいて地方公共団体は地域開発を始めた。しかし、地域開発の進行とともに公害が発生した。四日市市の石油公害は現代の地域開発の矛盾をよく表わしている。四日市市の公害病認定患者数は、昭和43年2月末現在、399名におよぶ。四日市市の公害の原因は、石油関連企業が公害防止対策を怠ったこととともに、国や地方公共団体が公害対策のための都市計画をあとまわしにし、工場の立地を優先した点にある。四日市型石油公害は千葉、川崎、横浜、堺、水島その他に拡りつつある。

(3) 大都市の公害

大都市の公害は、産業公害と都市公害が重なり合うところに特徴がある。ここでは、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などあらゆる公害が出揃っている。建設工事、交通機関、工場より発生する騒音・振動は教育妨害を起し、深刻な問題になっている。

(4) 基地公害

日米軍事基地のジェット機の騒音影響は深刻である。東京都の昭島市は基地公害の著しい影響を蒙っている。基地公害の対策は国の責任である。

5. 土木技術者に望む

宮本憲一は高度成長期の全国の行政投資を表-3のように要約した。

行政投資は道路を中心とした生産基盤に投資が集中し、住宅などの生活環境の保全のための投資が節約されている。ここに、今日の公害問題の深刻さがある。

技術革新の今日、国民の生活環境に飛躍的な技術改善は行なわれていない。日本の技術は、水質の汚濁とスモッグに象徴される低劣な国民の生活基盤の充実には用い

表-3 全国主要行政投資動向

(単位：億円)

区 分	第1期(1958—60)		第2期(1961—63)		指数	
	金額	%	金額	%		
(I) 生産基盤	道路	4952	19.8	12203	24.9	246
	港湾	679	2.7	1426	2.9	210
	空港	45	0.2	137	0.3	302
	港湾設備(埋立事業)	295	1.2	2002	4.1	679
	工業用水道	134	0.5	685	1.4	511
	小計	6105	24.4	16453	33.5	270
(II) 生活基盤	都市計画	424	1.7	975	2.0	230
	住宅	1611	6.5	2679	5.5	166
	宅地造成	52	0.2	514	1.0	989
	環境衛生	197	0.8	577	1.2	293
	上水道	1305	5.2	2411	4.9	185
	下水道	289	1.2	1083	2.2	375
厚生福祉	587	2.3	1124	2.3	192	
小計	4465	17.9	9363	19.1	210	
その他とも合計	24983	100.0	49051	100.0	196	

注 ① 指数は第1期を100とした

② 表作成は自治省「都道府県別行政投資実績調査」より宮本が推定した。

られない。潜函工事やハイウェイ建設は進歩しても、交通難、住宅難の根本的な解決のために技術が有効に利用されない。原子炉がつくられ、ロケットの実験は行なわれても気象観測技術、防災技術、自然資源の保存、人命保護のための技術は本格的に開発されない。毎年のように多くの人命と財産が、洪水、土砂崩れ、火災、労働災害、交通事故などによって失われ、自然は乱掘、乱獲、乱伐によって荒廃させられている。産業公害の解消、予防のための技術的処理が軽んじられている。利潤増殖を第一とする資本の論理は、公害対策の研究を限界研究と考えているからである。限界研究とは利潤採算がとれる余裕のあるときに行なう研究という意味である。

都市計画は都市が計画的につくられるためのものと考えられるが、実はそうではない。大正8年に都市計画法が制定されたが、これは江戸時代からつくられた古い形の日本の都市が、近代的な資本主義の発展にとって種々の障害となってきたので、産業発展のために最低のことをやった程度のものである。先進諸国の都市計画では、住民の生活をよくすることが都市計画の根本とされている。

日本でも法律の言葉はそうになっているが、実際は道路計画に過ぎない。最近、都市計画は改正されたが、依然として人間らしい生活のできる町や都市を計画的につくるところまではいっていない。新都市計画法は昭和43年6月、第58国会において成立し、昭和44年6月からその施行が予定されている。この法律はどのような意味をもっているか。日本の独占資本は、その高度蓄積を支えるために国土再編成を必要としている。宅地審議会第六次答申(昭和42年3月24日)は「都市地

域における土地利用の合理化を図るための対策」のなかでその理由を述べている。これによると、問題が提起されるに至った直接の原因は、高度経済成長と産業構造の高度化にともなう急速な都市化現象によってひき起された種々の都市問題——通勤難、交通難、住宅難、スプロール（市街地が無秩序に拡がること）、公害発生、地価の高騰など、ひとくちに言えば市街地の過密化と都市周辺の市街地化の進行にあるといえる。そして、これに対する対策として、① 土地利用を恣意にまかせず「公共の利益」のために一定の制限のもとにおく、そのような土地利用計画の確立、② この土地利用計画を実現するために必要な法的規制と執行力をもつ制度の確立、しかも、③ ここでいう土地利用計画とは上記計画を指針として農林地域の計画と相補う形で一体化したもので与えられなければならない。また、④ 新しい開発許可制度による規制、都市整備プログラムの確立、そして事業実施にあたって事業負担区分の明確化、あるいは開発主体としての民間の開発事業者の重視といった方向を指摘している。この法律は「公共の利益」という名目で国民の利権を制限することにより、逆に独占資本の「私権」を拡大し、資本家の国土再編成政策のなかで都市地域の開発を推進し、この開発投資を直接かれらが掌握することによって、そこから莫大な利潤を引き出すための障害を除くことを意図したものである。

技術革新の進むなかで、地域社会に公害は多発、多様化、深刻化する。公害の原因者である企業の公害対策は、経済的ベースでしか考えられない。企業追随主義の国や地方公共団体の姿勢も公害の根本的な対策を立てえない。

そのために、国民は公害に苦しめられている。体制のなかにある土木技術者が公害問題に直面したときには色々悩みに直面するのは当然である。土木技術者や関係研究者に望みたいことを二、三述べておきたい。

(1) 公害行政の官僚主義、秘密主義に妥協してはな

らない。技術者は公害の実態を把握し、その危険を住民に知らしてゆく。公害の科学的認識が国民の力になったときに、環境の破壊、健康の障害が阻止できる。技術者は被害者側の自主的な公害の調査研究に協力し、同時に自らの調査、研究の結果の公開に努力する。企業内の技術者の場合も同様なことが望まれる。

(2) 技術主義は対症療法に終り易いことに注意する公害防除計画にコンピューター、OR 手法がしばしば用いられるが、問題の社会的視点が欠けていれば計算の結果は真の解決に役立たないのみならず、ときには有害な作用をする。法制定、技術開発においても、それが住民側にいかなる結果をおよぼすかを考えておく必要がある。

(3) 公害対策についてあいまいな議論をしたり、不正な結論を出すことを慎む。このようなことをすれば、結局、資本の論理に役立ち、住民に不利な結果をもたらす。国や地方公共団体の公害審議会の答申のなかには、お粗末で非科学的なものが少なくない。

(4) 自然科学者が技術的、科学的な結論を社会に適用する場合に誤りをおかしやすい。公害問題の対策を出すには自然科学者と社会科学者との協力が不可欠な条件である。これについては他に書いたことがあるのでそれに譲りたい⁹⁾。

参考文献

- 1) 都留重人編：現代資本主義と公害，pp. 14～15，岩波書店，昭 43
- 2) 庄司 光・宮本憲一：恐るべき公害，pp. 139～140，岩波書店，昭 39
- 3) WHO：Air Pollution，pp. 9～34，1961
- 4) 夕刊読売新聞：昭 44.4.11
- 5) 宮本憲一：日本公衆衛生雑誌，16(3) pp. 164～169，昭 44
- 6) 蔵田直躬・橋本道夫：公害対策基本法の解説，新日本法規出版，昭 42
- 7) 河合義和：法律時報，35 (8)，pp. 51～59，昭 38
- 8) 庄司 光：科学朝日，28 (13)，pp. 96～100，昭 43
- 9) 庄司 光：統計研究会公害研究委員会会議報告，昭 43

日本の土木技術

100年の発展のあゆみ

第二版発売中 上製箱入

A 5・490ページ 1200円 千110円

●お申込みは土木学会へ……一括注文は御相談ください●

土木学会が創立 50 周年（1964 年）を記念して出版した土木技術史で、若い技術者とくにこれから土木工学の真随をきわめようとする学生諸君のためには絶好の読物といえる。

I 土木技術と国土の開発 II 水の利用と水との戦い III 交通路の整備 IV 都市の建設 V 材料の進歩と構造技術の進展 VI 基礎技術の進歩 <年表および索引つき>